

旭川大学短期大学部紀要に関する規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、旭川大学女子短期大学部（以下、「本学」という。）が発行する紀要に関し、その手続きについて必要な事項を定める。

(投稿資格)

第2条 本学の紀要に投稿できる者は、本学の専任教育職、再任用教育職、特別任用教育職および名誉教授とする。ただし、この項で定める者以外の者との共同執筆の場合には、この項に定める者が筆頭著者であるものに限る。

2 前項の者以外の者であっても、本学教授会が特別に認めた場合には投稿することができる。

(投稿できる対象論文等)

第3条 紀要に投稿できるのは、他の学術誌等に掲載されていない論文、研究ノート、報告、作品、書評および翻訳（以下、これらを「論文等」という。）とする。

2 論文等の原稿は、図表、注記等を含め40,000字（200字詰原稿用紙200枚）以内とする。欧文原稿の分量もこれに準じる。

3 前項の基準を越える場合には、図書・紀要委員会（以下「委員会」という。）で調整することがある。

(発行時期および回数)

第4条 紀要の発行は、原則として年1回とし、その時期は1月とする。ただし、教授会の議を経て臨時に刊行することができる。

(投稿申込み)

第5条 紀要に投稿を希望する者は、10月末日までに別紙様式の「論文等投稿申込書」を委員会の長宛に提出するものとする。

(原稿の提出期限等)

第6条 論文等投稿の申込みを行った者の原稿の提出期限は、11月末日までとし、委員会の長宛に提出するものとする。

2 原稿提出時には、先に提出した「論文等投稿申込書」のコピーを添付するものとする。

(投稿要領)

第7条 投稿する論文等の要領は別に定める。

(論文等の査読)

第8条 投稿された論文等の掲載は、委員会が依頼した本学の当該専門分野の専門家の査読の結果を受けて、委員会の議を経て決定する。ただし、本学に当該論文等について当該専門分野の専門家がいない場合には、委員会は本学以外の関連する専門分野の者に査読を依頼することができる。

2 委員会は、投稿論文等に疑義がある場合には、当該論文等の投稿者に対して意見を求めることができる。

附 則

1. この規定は、平成6年6月16日より施行する。
2. 6月15日以前に提出されたものについては、従前の例による。
3. 「短期大学部紀要への投稿要領について」は廃止する。

附 則

この規定は、平成10年10月15日より施行する。

附 則

この規定は、平成18年6月15日より施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成20年12月18日一部改正し、平成20年4月1日から適用する。